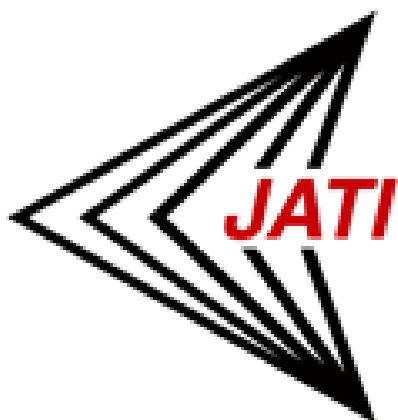


日本トレーニング指導者協会認定
トレーニング指導者
資格更新の手引き



特定非営利活動法人
日本トレーニング指導者協会
資格認定委員会

(発行日：2012年12月)

1. 資格の有効期間

日本トレーニング指導者協会認定「トレーニング指導者」、「上級トレーニング指導者」、「特別上級トレーニング指導者」の各資格の有効期間は、登録日または前回更新日から5年間となっております。有効期間は、認定証と会員証（資格名入り）に記載されていますのでご確認ください。

表1. 資格の種類と有効期間

資格の種類	有効期間
トレーニング指導者	5年間
上級トレーニング指導者	
特別上級トレーニング指導者	

2. 有効期限の通知

有効期間が終了する1年前と3か月前に、有効期限の到来について、認定者の会員登録された住所あてに郵便または電子メールにて通知いたします。確実に通知を行うために、住所を変更した場合には、必ず手続きを行ってください。

表2. 有効期限の通知時期と内容

時期	内容
1年前 (電子メール)	<ul style="list-style-type: none">資格の更新に必要な「継続単位」を計画的に取得していただくために通知いたします。「継続単位」取得のための講習会については、本協会ホームページ等をご参照ください。
3か月前 (郵送)	<ul style="list-style-type: none">資格の更新手続きの詳細についてお知らせします。更新手続きに必要な申請書も送付いたします。

3. 更新のために必要な要件

- 認定資格の更新のためには、資格の種類を問わず本協会が指定する「継続単位」を、5年間の有効期間中に、「15単位以上」取得することが必要です。
- 2012年3月31日までに取得された継続単位の証明には、ワークショップ等でお渡ししている継続単位証明書の提出が必要です。
- 2012年4月1日以降に取得された継続単位についてはJATIにて管理しますが、念のため資格更新手続きが完了するまでは継続単位証明書もお手元で保管願います。JATI オフィシャルサイト内会員専用マイページの「取得単位数の確認」ページと内容が異なる場合には、保管されている継続単位証明

書を事務局までお送りいただく場合があります。

表3. 更新に必要な継続単位数

5年間の有効期間内に15単位以上の「継続単位」の取得が必要

4. 継続単位の取得手段

本協会の認定資格を更新するための「継続単位」の取得手段については、下表を参照し、計画的に取得してください。

表4. 継続単位の取得手段と単位数

- ・ 下記の継続単位取得手段はいずれも資格有効期間の5年間に行ったものを対象とします。ただし、資格停止中の場合は、資格停止期間中に行ったものも対象となります。
- ・ 項目1「講習会の受講」から15単位取得した場合には、1項目のみで更新できます。項目2～6については、複数項目（項目1～6）から単位を取得し、合計15単位以上となる必要があります（項目2～6いずれかの1つの項目のみからの15単位取得では更新できません）。

項目1. 講習会の受講

「継続単位」の取得手段	取得単位数	証明書類、その他
①本協会が主催する講習会の受講 (例:本協会主催研修交流会、総会、支部ワークショップ、支部勉強会など)	1時間当たり1単位	本協会が発行する継続単位対象講習会受講証明書
②本協会が継続単位を付与した他団体主催講習会の受講	1時間当たり0.5単位	本協会が発行する継続単位対象講習会受講証明書
③心肺蘇生法(CPR)、自動体外式除細動器(AED)に関する講習会 ^{注1)} の受講	1時間当たり0.5単位 (最大5単位) ^{注2)}	受講を証明する文書(①開催日時が記載された講習会要項、②修了証等)※①・②いずれも必要

注1) 日本赤十字社、消防署、日本ライフセービング協会等が主催または認可する心肺蘇生法(CPR)及び自動体外式除細動器(AED)に関する講習会。上記以外の団体が主催または認可した講習会の場合、アメリカ心臓協会(AHA)の最新ガイドラインに適合した内容であること(不明な場合は申請前に事務局にご相談ください)。

注2) 1講習あたり最大2.5単位(5時間分)まで、資格の有効期間(5年間)に最大5単位(10時間)を上限とする。同様の講習会を複数回受講する場合には、各講習を1年間以上空けた場合のみ合算を認める。この場合も資格の有効期間(5年間)に最大5単位(10時間)を上限とする。また、講習会の講師を務めた場合も受講者と同様の付与とする。

項目2. 講習会の講師・シンポジストなど

「継続単位」の取得手段	取得単位数	証明書類、その他
①本協会の継続単位が付与される講習会(他団体主催含む)の講師、シンポジストなどを担当	担当した講義の受講者に付与される単位の3倍	講師等を担当したことを証明する文書(講師依頼書など)

※心肺蘇生法(CPR)、自動体外式除細動器(AED)に関する講習会の講師は除く

項目3. 協会関連業務

「継続単位」の取得手段	取得単位数	証明書類、その他
①本協会の業務を担当(理事、参与、支部役員)	1年間当たり5単位	活動を証明する文書(依頼書など)
②本協会支部の業務を担当(支部スタッフ)	活動に応じて0.5~1単位	活動と事前審査に基づく取得単位数を証明する文書

項目4. 自己学習活動

「継続単位」の取得手段	取得単位数	証明書類、その他
①ワークノートの提出	一般科目2.5単位 専門科目2.5単位	本協会が発行する継続単位証明書 ※申請は1回限り。単位の認定には審査を必要とする
②継続単位付与問題で8問以上正解すること	1回あたり0.5単位	マイページ内「取得単位数の確認」ページで表示される単位数をもって証明とする ※単位付与日が資格有効期間内であること

項目5. 養成校及び養成機関における教育活動

「継続単位」の取得手段	取得単位数	証明書類、その他
①JATI認定トレーニング指導者養成校及び養成機関における教育活動(対応科目として認定された授業の担当)	担当科目数に関わらず1年間当たり2単位(半期開講授業にも適用)	活動を証明する文書のコピー(シラバスなど)※最大5年10単位まで

項目6. 執筆、学会発表

「継続単位」の取得手段	取得単位数	証明書類、その他	
①トレーニング実践レポート等の本協会機関誌「JATI EXPRESS」への原稿掲載	2ページ(4000字)当たり2単位	掲載ページのコピー	
②学術論文	5単位(筆頭執筆者) 3単位(共同研究者) ※1編当たり	<p>・スポーツ医科学領域に関わる執筆、学会発表に限ります。</p> <p>・所定の継続単位認定申請書※と本人が執筆、監修、翻訳、監訳や発表を行ったことを証明する資料のコピー(書籍の場合は書籍名と執筆者、監修者、翻訳者、監訳者が確認できるページと目次のコピー)を送付</p> <p>・単位の認定には事前審査を必要とします</p> <p>※継続単位認定申請書はJATIホームページにてダウンロード可</p> <p>※取材を受けてライターが執筆したものは対象となりません</p>	
③学会発表(発表者)	1件当たり2単位		
④書籍の執筆	7単位(単著) 3単位(共著) ※1件当たり		
⑤書籍の監修	3.5単位(単独) 1.5単位(共同) ※1件当たり		
⑥書籍の翻訳または監訳	3単位(単独) 1単位(共同) ※1件当たり		
⑦トレーニング関連出版物への記事執筆	2単位(筆頭執筆者) 1単位(共同執筆者) ※1件当たり		
⑧トレーニング関連出版物に掲載された記事の監修	1単位(単独) 0.5単位(共同) ※1件当たり		
⑨日本トレーニング指導学会等における発表(口頭発表・ポスター発表)	1発表当たり3単位		本協会が発行する継続単位証明書(発表代表者1名に限る)

5. 更新手続きの手順と方法

更新手続きは認定資格の有効期間が終了する1年前から申請可能です。

(1) 更新登録料の振り込み

更新登録料：21,000円（税込み、5年間有効）

振込先：みずほ銀行 九段支店（支店番号：532）

口座番号：1282948

口座名義：トクヒ）ニホントレーニングシドウシャキョウカイ

(2) 更新手続きに必要な書類

下記の必要書類を準備してください。

①認定資格更新申請書（本協会指定様式）

②継続単位を証明する文書（合計15単位以上必要※）

③振込でお支払いの場合には更新料の振込を証明する文書（コピー）

※マイページで取得が確認できる継続単位については原則として継続単位証明書の提出は不要です。

※2012年3月31日以前に取得された単位と2012年4月1日以降に取得された単位を合算して更新手続きされる場合、2012年3月31日以前の継続単位証明書の提出だけで構いません。

※更新料の支払方法を「口座振替」または「振込」から選択してください。振込を選択された場合のみ、予め振込を行い、上記③の書類を添付することが必要です。

※全ての提出書類は、念のため控え（コピー）を手元に保存してください。

(3) 申請書類の送付

申請書類は、下記の提出期限までに本協会資格認定委員会あてに「特定記録郵便」にて郵送してください。

申請書類の提出期限：資格有効期限の1か月前まで

送付先

特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会 資格認定委員会

〒106-0041 東京都港区麻布台3-5-5-907

電話：03-6277-7712 fax：03-6277-7713 e-mail：info@jati.jp

(4) 認定証の交付

更新手続きに必要な書類が受理された方には、認定証、会員証（資格名入り）をお送りいたします。

(5) 資格有効期間中に上位資格を取得した場合について

資格有効期間中に上位資格を取得した場合は、新資格を取得した時点から5年以内に15単位の継続単位を取得していただく必要があります。

6. 資格の失効・停止

以下の事項に該当した場合、認定資格が失効いたします。

(1) 個人正会員の更新が行われなかった場合

有効な認定資格を維持するためには、全有効期間を通じて、本協会の個人正会員である必要があります。

(2) 虚偽または不正が発覚した場合

認定資格の取得や更新の際に、虚偽または不正等が発覚した場合には、認定資格が失効する場合があります。

(3) 資格更新の手続きが行われなかった場合

資格更新の手続きが行われなかった場合に資格は失効となりますが、所定の期間、以下の特別措置が適用されます。いずれの場合も個人正会員の更新が行われている必要があります。なお、「①有効期限の延長」は、申請が認められた場合に限りです。

① やむを得ない理由による有効期限の延長

やむを得ない理由（海外出張、病気など）により、継続単位の取得や申請書類の提出ができなかった場合、「更新手続き延期願い」の提出により、資格有効期限を6ヶ月間延長することができます。

② 認定資格の停止措置

上記①（やむを得ない理由）に該当しない場合には、無資格の個人正会員となります。但し、最長1年間を資格停止期間とし、1年以内に資格更新の手続きが完了した場合には、手続完了時点から資格を復活することができます。その場合にも、更新後の資格有効期限は遅滞なく更新した場合と変わらないものとします（資格停止期間を含む5年間）。

7. その他

認定証または会員証(資格名入り)の再交付と記載事項の変更

認定証または会員証、継続単位取得証明書等の破損・汚損・紛失した場合や、記載事項（名前等）に変更が生じた場合には、再交付することができます。「認定証・会員証再交付申請書」に記入の上、本協会まで送付してください。なお、再発行の際には、手数料として、1件につき2,100円（税込）が必要となります。手数料は、口座振替もしくは本協会指定口座振込みにてお願いします。納入を証明する下記の文書（コピー可）を申請書に添付してください。

- ・ 口座振替の場合：事務局からの確認メール（予めご連絡ください）
- ・ お振込みの場合：お振込みの控え

以 上

更新手続き延期願い

特定非営利活動法人
日本トレーニング指導者協会
資格認定委員会 殿

下記の理由により、認定資格の更新手続きを_____年 月 日まで
延期致したく、ここに申請いたします。

記入日	西暦 年 月 日		
現在の 保有資格	<input type="checkbox"/> トレーニング指導者 <input type="checkbox"/> 上級トレーニング指導者 <input type="checkbox"/> 特別上級トレーニング指導者 ※該当する資格の□に○をつける		
	会員番号		有効期限 西暦 年 月
ふりがな		性別	男 ・ 女
氏 名	印	生年月日	西暦 年 月 日
		年 齢	歳
現住所 (自宅)	〒		
	TEL		E-mail
所属名 (勤務先)		所属TEL	
延期申請 の理由			

